

(株)駿河屋従業員 募 集

市の企業立地促進条例に
基づく助成対象企業

園商工観光課 ☎(50)1234

大根のツマなどを生産する株式会社駿河屋の工場が福田地先に立地し、7月から操業を開始する予定です。

■勤務地 (株)駿河屋新工場 (福田500・3)
■業務内容 大根の皮むき、製造ライン補助など
■雇用形態・募集数 パート 40人

■選考 面接

◇日時 6月3日(水)

◇場所 佐原中央公民館第4研修室

■採用予定日 7月1日(水)

■応募方法 6月2日(火)までに(株)駿河屋へ電話で応募してください

■応募・問い合わせ

(株)駿河屋 〒272-0803

市川市奉免町35・17
☎047(337)1755

この(株)駿河屋の工場働く、従業員の募集が行われます。
※就業時間、休日、賃金形態など募集の詳細は、ハローワーク佐原で確認ください

粗大ごみの自宅収集業務 民間事業者に移行します

園佐原環境リサイクル協同組合 ☎(56)2621
香取広域市町村圏事務組合 ☎(78)1182

現在、小見川・山田地区において、香取広域市町村圏事務組合で実施している粗大ごみの自宅収集は、民間事業者による収集へ移行し、範囲を市内全域へ拡大します。

これに伴い、香取広域市町村圏事務組合が実施している自宅収集は、6月17日(水)受け付け分で終了となります。

■収集対象

家庭から排出されるごみで指定袋に入らないもの。ごみ処理施設で処理できないものは収集できない場合がありますので、事前に問い合わせください。

■申込先 佐原環境リサイクル協同組合

■料金

1個当たり500円～2,000円程度。詳細は佐原環境リサイクル協同組合へ問い合わせください。

■支払方法

料金は収集時に直接支払ってください。

■注意事項

◇最大辺が2mを超えるもの、または、重量が40kgを超えるものは収集できないことがあります。

◇スプリング付きのマットレスやソファ等は、事前に金属とその他のものに解体してください。解体を依頼することも可能ですが、別途料金が必要となります。

学校支援ボランティア募集

あなたの経験を教育活動に 生かしませんか

園学校教育課 ☎(50)1239

■活動内容

教育活動支援

◇国語や算数・数学、英語などの学習、放課後の補習、読み聞かせ、生け花、手芸、調理、米・野菜作り、郷土芸能、楽器演奏、書道、スポーツ、外国語、パソコンなど、経験・特技を生かした支援
◇児童・生徒の健康や安全に関する支援

環境整備支援

施設・設備の修繕、樹木の剪定、草刈り、校内の清掃など、学校の環境整備

防犯支援

登下校時の防犯パトロールや交通安全指導など、児童・生徒の安全を守る活動の支援

登録条件と方法

◇保護者または市内在住・在勤者で、無償で活動ができる
◇登録は学校教育課、各幼稚園、小中学校で随時できます
◇登録期間は毎年3月末まで、年度更新です
◇活動できる内容、時間帯、学校を、登録時に申請してください

◇その他 ボランティア活動に対する謝金・交通費の支給はありません。ボランティア活動中の事故などは、市民活動総合補償制度が適用されます。

太陽光発電所の発電状況 (平成26年10月～平成27年2月の発電量)

園環境安全課 ☎(50)1248

与田浦太陽光発電所の発電状況は、下表のとおりです。この施設で発電した電気の売電収益の一部は、市内の環境保全や環境に配慮した取り組みなどの生活環境施策に活用していく予定です。



■発電状況

	発電電力量 (kWh)	日射量 (kWh/m)	発電量 世帯換算 (世帯/月)	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /kWh)
平成26年10月	191,113	88.37	694	105,112
11月	149,624	65.23	544	82,293
12月	175,012	74.00	636	96,257
平成27年1月	192,951	80.98	701	106,123
2月	198,472	87.64	721	109,160

※発電量世帯換算…1世帯当たりの消費電力量を275.2kWhとして試算
※CO₂削減量…平成25年度電気事業者などの実績に基づく排出係数代替値0.55 (kg-CO₂/kWh)により試算



外国人住民の皆さん カードの切り替え手続きを してください

園市民課
東京入国管理局
東京入国管理局千葉出張所
☎(50)12110
☎03(5796)7111
☎043(242)6597

平成24年の法改正に伴い、現在お持ちの外国人登録証明書を特別永住者証明書・在留カードに変更する必要がありますので、切り替え手続きを行ってください。

永住者

7月8日(水)までに入国管理局で手続きを行い、「在留カード」に切り替えます。詳しくは入国管理局へ問い合わせください。

特別永住者

◇市役所で手続きを行い、「特別永住者証明書」に切り替えます。その際に写真(縦4.0cm×横3.0cm)、外国人登録証明書、パスポート(所持している人のみ)をお持ちください。
◇外国人登録証明書の次回確認日まで手続きをしないでください。また、確認日が7月8日(水)までに到来する

その他の在留資格

在留期間満了日まで有効です。改正後の在留期間の更新や在留資格の変更に、入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えます。詳しくは入国管理局へ問い合わせください。